

特集

平成19年度個人町民税が変わります

主な改正点

税源移譲により所得税が減り住民税が増えますが、1年間の所得が変わらなければ両方を合わせた税負担の総額は基本的には変わりません。しかし、19年度から同時に所得税と住民税の定率減税が廃止されるため、実際の税負担は増加します。住民税所得割の税率が10%（町6%県4%）に統一されます。（均等割4,000円は変わりません）住民税から人的控除額の差（調整控除）を差し引きます。住民税は6月から所得税は1月から変わります。住民税の非課税措置廃止による経過措置がとられています。

税額の計算

個人町民税は、均等割と所得割の合計額です。

均等割

均等割は、地域社会の費用の一部を、広く均等に負担を求める趣旨で設けられており、所得の多少に関わらず一定の税額となります。

町民税 3,000円

県民税 1,000円

所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額（収入－必要経費）をもとに計算されます。

所得割額計算式

$$\text{課税所得金額} (\text{所得金額} - 1 \text{ 所得控除額}) \times 2 \text{ 税率} - 3 \text{ 税額控除額} = \text{税額}$$

1 所得控除一覧表

控除の種類	控 除 額		
雑 損	A 差引損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%		
	B 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 上記のA・Bのいずれか多い金額		
医療費	医療費の支出金 - 総所得金額等 × 5%（ただし、100,000円を超える場合には、100,000円） 控除限度額は、200万円		
社会保険料、小規模企業共済等掛金 金 額			
生 命 保 険 料	支払った保険料が生命保険料だけの場合 15,000円以下 全額 15,000円超え40,000円以下 支払保険料 × 1 / 2 + 7,500円 40,000円超え 支払保険料 × 1 / 4 + 17,500円(限度額35,000円)		
	支払った保険料が個人年金保険料だけの場合 15,000円以下 全額 15,000円超え40,000円以下 支払保険料 × 1 / 2 + 7,500円 40,000円超え 支払保険料 × 1 / 4 + 17,500円(限度額35,000円)		
支払った保険料が生命保険料と個人年金保険料の両方ある場合 により求めた金額 + により求めた金額			
損 害 保 険 料	支払った保険料が短期損害保険料だけの場合 1,000円以下 全額 1,000円超え3,000円以下 支払保険料 × 1 / 2 + 500円 3,000円超え 2,000円		
	支払った保険料が長期損害保険料だけの場合 5,000円以下 全額 5,000円超え15,000円以下 支払保険料 × 1 / 2 + 500円 15,000円超え40,000円以下 10,000円		
支払った保険料が短期損害保険料と長期損害保険料の両方ある場合 により求めた金額 + により求めた金額(限度額10,000円)			
寄附金	寄附金の額(ただし、合計所得金額 × 25%を超える場合はその金額) - 10万円(県共同募金会、日本赤十字社、都道府県、市町村又は特別区に対する一定の寄附金のみ該当)		
障害者	特別障害者	300,000円、その他の障害者	260,000円
控除の種類	控 除 額		
寡婦(夫)	260,000円(ただし、寡婦で、扶養の子を有し、合計所得金額が500万円以下の人は、300,000円)		
勤労学生	260,000円勤労学生で、合計所得金額が65万円以下の人		
配 偶 者	A. 老人控除対象配偶者	380,000円	
	B. Aのうち同居特別障害者	610,000円	
	C. 上記以外の控除対象配偶者	330,000円	
	D. Cのうち同居特別配偶者	560,000円	
配 偶 者 特 別	生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く。)を有する人で前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。		
	配偶者の合計所得	配偶者特別控除	
	380,001 - 449,999円	33万円	
	450,000 - 499,999円	31万円	
	500,000 - 549,999円	26万円	
	550,000 - 599,999円	21万円	
	600,000 - 649,999円	16万円	
	650,000 - 699,999円	11万円	
	700,000 - 749,999円	6万円	
	750,000 - 799,999円	3万円	
760,000円 ~	0円		
扶 養	同居特別障害者である者	左記以外の者	
	一般の扶養親族	560,000円	330,000円
	特定扶養親族	680,000円	450,000円
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	610,000円
	同居老親等	680,000円	450,000円
基 礎	330,000円		

2 税率

一律10%	
町民税 6%	県民税 4%

3 税額控除（調整控除）

所得税と住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する住民税の減額措置です。

課税所得金額が200万円以下の者

次のと のいずれか小さい額の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額

下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
課税所得金額

課税所得金額が200万円超の者

の金額から の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は、5万円）の5%（県民税2%町民税3%）に相当する金額

下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
課税所得金額から200万円を控除した金額

人的控除の差額一覧表

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		特定	18万円
寡婦控除	一般	1万円		老人	10万円
	特例加算	4万円		同居老親	13万円
寡夫控除		1万円	同居特別障害者加算		12万円
勤労学生控除		1万円	配偶者特別控除	38万円以上40万円未満	5万円
配偶者控除	一般	5万円		40万円以上45万円未満	3万円
	老人	10万円	基礎控除		10万円

町県民税が課税されない人
(1) 均等割も所得割もかからない人
・生活保護法による生活扶助を受けている人

(2) 均等割がかからない人
・障害者、未成年者（既婚者を除く）、寡婦（寡夫）で前年中の合計所得金額が125万円以下（給与収入だと204万4,000円未満）の人
・扶養がいらない場合

前年中の合計所得が28万円（給与収入93万円）以下
・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が、28万円×（本人+配偶者+扶養親族数）+17万円以下の入

例えば：
妻と子2人が扶養の場合
4人（本人+妻+子2）×28万円+17万円＝所得129万円以下（給与所得者の場合、収入が210万4,000円未満の人）

(3) 所得割がかからない人
分離譲渡所得の場合、特別控除前の金額を算入します。

・扶養がいらない場合
前年中の総所得金額等が35万円以下（給与収入100万円）以下
・扶養がいる場合
前年中の総所得金額が、35万円×

（本人+配偶者+扶養親族数）+32万円以下の入

例えば：
妻と子2人が扶養の場合
4人（本人+妻+子2）×35万円+32万円＝所得172万円以下（給与所得者の場合、収入が271万6,000円未満の人）

定率減税の廃止

景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税は、今年度から廃止となりました。

税源移譲、定率減税廃止

により影響の出る時期

・給与所得者
所得税は19年1月以降の徴収分から減り、住民税は19年6月以降の徴収分から増えます。

・年金受給者
所得税は19年2月以降の徴収分から減り、住民税は19年6月以降の徴収分から増えます

・事業所得者
住民税は19年6月以降の徴収分から増え、所得税は確定申告時（平成20年2月）に納税する19年の税額が減ります。

非課税措置の廃止にかかわる経過措置

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
町民税	均等割	1,000円	2,000円	全額課税(3,000円)
	所得割	2/3控除	1/3控除	全額課税
県民税	均等割	300円	600円	全額課税(1,000円)
	所得割	2/3控除	1/3控除	全額課税

65歳以上で、前年の合計所得が125万円以下の人に対する、個人町民税・県民税の非課税措置が廃止されます。ただし、平成17年1月1日現在で65歳以上（昭和15年1月2日以前に生まれた人）で、前年の合計所得が125万円以下の人については、左表のような経過措置があります。

老年者非課税措置の廃止による経過措置

定率減税の廃止や収入の増減など、別の要因により実際の負担額は変動しますので、ご注意ください。

実際に住民税を計算してみよう

例 給与収入500万円で夫婦、子供二人、母（72歳）の場合

（夫以外の家族は収入0円、子供のうち一人は高校生、社会保険料55万円とする）

平成19年度住民税

給与所得を求める

給与収入500万円 - 154万円 = 給与所得346万円
控除額の計算

社会保険料55万円 + 配偶者控除33万円 + 特定扶養控除45万円 + 扶養控除33万円 + 同居老親45万円 + 基礎控除33万円
= 所得控除計 244万円

課税所得の計算

所得346万円 - 控除244万円
= A 課税所得102万円

税率をかける

課税所得102万円 × 10%（町6% 県4%）
= 10万2,000円

人的控除の差

配偶者控除 5万 + 特定扶養控除18万円 + 扶養控除 5万 + 同居老親扶養控除13万 + 基礎控除 5万
= B 差の合計46万円

調整控除を差し引く

10万2,000円 - 調整控除 2万3,000円
= 所得割額 7万9,000円

調整控除の算出方法

課税所得200万以下の方は、A：町県民税の課税所得金額とB：人的控除の差の合計額とのいずれか小さい額の5%を控除するので、

B：人的控除の差46万円とA：課税所得103万円のいずれか少ない額 × 5% = 46万円 × 5% = 2万3千円

均等割を加える

所得割額 7万9,000円 + 均等割額4,000円
= 納税額 8万3千円

平成19年度所得税

給与所得を求める

給与収入500万円 - 154万円 = 給与所得346万円
控除額の計算

社会保険料控除55万円 + 配偶者控除38万円 + 特定扶養控除63万円 + 扶養控除38万円 + 同居老親58万円 + 基礎控除38万円
= 所得控除計 290万円

課税所得の計算

所得346万円 - 控除290万円
= 課税所得 56万円

税率をかける

課税所得56万円 × 5%（課税所得195万までの税率）
= 納税額 2万8,000円

平成18年度住民税

～ までは平成19年度住民税と同じです。

税率をかける

$$102\text{万円} \times 5\% (\text{町} 2\% \text{ 県} 3\%) \\ = 5\text{万}1,000\text{円}$$

定率控除を計算

$$5\text{万}1,000\text{円} \times 7.5\% = 3,825\text{円} \\ 3,900\text{円} (100\text{円未満切上げ})$$

定率控除を差し引く

$$5\text{万}1,000\text{円} - 3,900\text{円} \\ = \text{所得割額 } 4\text{万}7,100\text{円}$$

均等割を加える

$$4\text{万}7,100\text{円} + \text{均等割額} 4,000\text{円} \\ = \text{納税額 } 5\text{万}1,100\text{円}$$

平成18年度所得税

～ までは平成19年度所得税と同じです。

給与収入500万円 - 154万円 = 給与所得346万円

税率をかける

$$\text{課税所得} 56\text{万円} \times 10\% (\text{課税所得} 330\text{万までの} \\ \text{税率}) = 5\text{万}6,000\text{円}$$

定率控除を計算

$$5\text{万}6,000\text{円} \times 10\% \\ = 5,600\text{円} (100\text{円未満切上げ})$$

定率控除を差し引く

$$5\text{万}6,000\text{円} - 5,600\text{円} \\ = \text{納税額 } 5\text{万}400\text{円}$$

	19年度 (18年分)	18年度 (17年分)	増減
町県民税	83,000円	51,100円	31,900円
所得税	28,000円	50,400円	22,400円
町県民税 + 所得税	111,000円	101,500円	9,500円

19年度は、前年と同じ収入でも、住民税所得税の定率減税制度廃止により負担増となります。

$$18\text{住民税定率減税} 3,900\text{円} \\ + 18\text{所得税定率減税} 5,600\text{円} = 9,500\text{円}$$

個人町県民税の税率

課税所得の段階	標準税率
200万円以下の金額	5% (町民税 3%) (県民税 2%)
200万円を超え 700万円以下の金額	10% (町民税 8%) (県民税 2%)
700万円超の金額	13% (町民税 10%) (県民税 3%)



課税所得の段階	標準税率
一律	10% (町民税 6%) (県民税 4%)

課税所得...所得額から扶養控除や社会保険料控除等の各種所得控除額を差し引いた額

所得税の税率

課税所得・段階	標準税率
300万円以下の金額	10%
900万円以下の金額	20%
1,800万円以下の金額	30%
1,800万円超の金額	37%



課税所得・段階	標準税率
195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%

問い合わせ先 = 税務課 住民税係 ☎ 9 1 2 2